不利益処分の処分基準

処分の内容		支払の調整
根拠法令及び条項		児童手当法第１３条
所管部課係名		こども未来部こども給付課給付係
処分基準	関係条項	
	基準（未設定の場合はその理由）	児童手当（特例給付含む）の支給を受けている者が、児童手当の支給要件に該当しなくなったにもかかわらず、児童手当の支給を受け、その後再び支給要件に該当して市区町村長の認定を受けた場合、支給すべきではなかった期間の分の児童手当は再認定した後の支給分からの内払いとみなし支給額から差し引くことができる。 また、児童手当の額を減額すべきであったのに当初認定を受けた額にて児童手当の支給を受けている場合も、減額事由が判明した時点以降に支給する児童手当の内払いとみなし支給額から差し引くことができる。
	参考事項	
	設定等年月日	平成２７年４月１日設定（平成　年　月　日最終変更）